

議事日程（第4号）

平成22年3月10日（水）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 鳴原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	佐久間恒司君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	菅野浩市郎君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	神野幸一君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）

議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第 7 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）

議案第 8 号 川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第 9 号 山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について（質疑・討論・採決）

議案第 10 号 川俣町携帯電話エリア整備事業分担金徴収条例（質疑・討論・採決）

- 議案第 1 1 号 川俣町火葬場建設基金条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 2 号 川俣町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 3 号 川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 4 号 川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 5 号 町道路線の認定、変更及び廃止について（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 6 号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 7 号 川俣町美術館設置及び管理に関する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 8 号 川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度川俣町一般会計補正予算（第 9 号）（質疑・付託）
- 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（質疑・付託）
- 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度川俣町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）（質疑・付託）
- 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）（質疑・付託）
- 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（質疑・付託）
- 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第 1 号）（質疑・付託）
- 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度川俣町一般会計予算（質疑・付託）
- 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度川俣町国民健康保険特別会計予算（質疑・付託）
- 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度川俣町老人保健特別会計予算（質疑・付託）
- 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度川俣町介護保険特別会計予算（質疑・付託）
- 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算（質疑・付託）
- 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度川俣町水道事業会計予算（質疑・付託）
- 議案第 3 1 号 平成 2 2 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算（質疑・付託）
- 議案第 3 2 号 平成 2 2 年度川俣町奨学資金特別会計予算（質疑・付託）
- 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算（質疑・付託）
- 議案第 3 4 号 平成 2 2 年度川俣町小島財産区特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第 3 7 号 平成 2 2 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算（質疑・討論・採決）
- 議案第 3 8 号 平成 2 2 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算（質疑・討論・採決）

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において7番議員 昆久美子君、8番議員 菅野意美子君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで6番議員 齋藤博美君から発言を求められておりますので、これを許します。齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 8日の一般質問の再質問のところで、行き過ぎた私の発言がありましたので、削除したいと思いますので、よろしく取り計らいのほどをお願いします。

削除を願うのは、「工事価格を設定する場合、業界と業者と話し合って設計見積もりをして、お互いに意見を出し合って効率的な予算執行をしたらどうか」ということを、この部分を削除してください。よろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま齋藤博美君から3月8日における発言について、会議規則第64条の規定によって、不適切な発言の部分を取り消したいとの申し出がありました。

おはかりいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、齋藤博美君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。昆久美子君。

○7番（昆久美子君） 7番 昆でございます。この条例は、民間に比べて恵まれない公務員の待遇改善を提案されているわけなんです、その根拠となります国の人事院勧告、これが民間の労働時間と格差があるということなんです、私はこの調査がどのように行われたのか。今現在のこの国のあらゆる経済団体がこれだけ苦しんでいる中で、労働者の時間短縮ができるほど私は民間に余裕があるとは思っていません。考えられるのは、苦しい経営環境の中でワークシェアリングを実施するとか、あとは給料カットに見合った分の労働時間を短縮しているとか、そういったことぐらいしか私は考えられないのですが、どういう根拠において公務員週40時

間、これが民間との格差があるという根拠になっているのか、非常に私は疑問に思います。人事院勧告どおりということを実施するに当たっても、この辺のところを町長はどのようにお考えになられておりますでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

はじめに、今回の提案につきましては、民間企業のすう勢を踏まえた時間短縮ということで提案させていただいております。基本的には、企業の労働時間は労働基準法で1週間40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定められてございます。公務員の勤務時間につきましては、給与と同様に基本的な労働条件でございます。これはしかるに、民間と均衡させることを基本として定めることとなっております。しかし、勤務時間は給与と異なりまして、頻繁に変えることは適当ではございません。この間、民間の勤務時間のすう勢を見極めることが必要となるため、国の人事院におきまして、平成16年度から企業規模、事業所規模、50人以上の事業所の所定労働時間を調査したところでございます。その結果、平成16年度につきましては、平均が7時間44分、平成17年度が7時間43分、平成18年度が7時間45分、平成19年度が7時間44分、平成20年度が7時間45分、1週当たり38時間45分となっております。これらの調査結果は、民間で比較的安定的に労働時間が推移しており、この平均は一日7時間44分、1週38時間48分となっております。我々職員の勤務時間より一日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で定着してございます。このような結果を踏まえまして、労働短縮時間におきまして、これまでの行政サービスを維持し、かつ行政コストの増加を招かないことを基本といたしまして、かつ地方公務員法第24条第5項、職員の勤務時間、その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体との職員との間に均衡を失ないように、適当な配慮が払われなければならないという人事院勧告の基本に基づきまして、今回、本条例を提案させていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 課長のお言葉ですが、私は、時代のすう勢に合っているのだろうか、非常に疑問に思います。じゃ、しからば大企業を調査して、時間は短くなっている。じゃ同じ企業で平均賃金はどうなっているのかと、私はその辺のところを問いたいところですね。今回、どうしてこのような質問をするかといえば、今、民主党は公務員の人件費を20%削減するという大目標を掲げているわけです。地方においてもやはりその方向でやっていかなくちゃならないと思うわけですが、今回、職員の時間短縮をすれば、どう考えてもこれは仕事は残りますよね。10人いれば、平均して2.5人分ぐらいの仕事が残る。その分が残業に回る。若しくは、新たな職員を採用するということで、必ず町においても人件費アップに少なくともマイナスにはならない人件費アップにつながってくると、私はそのように危惧するとか、これは自明のことだと思うんですが、その辺のところは町長どのようにお

考えになりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

基本的には、給与につきましては人事院並びに県の人事委員会において、民間の給与実態調査を把握する中で給与の引き下げ、あるいは引上げ等を行ってございます。平成21年、人事院勧告におきましても期末勤勉手当の引き下げ、本俸の引き下げ等を行ってございます。それらの状況を勘案し、勧告に基づき当町においても実施しておるところでございます。基本的にはお質しにありますように、それらのことも想定されないわけではございませんが、そういった行政コストの増加を招かないように、基本的には努めてまいりたいという認識でございます。

以上答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 今、質問にありました時間外残業というものは増えるんじゃないかということにも答弁がなっていないし、臨時職員の増員にもつながるんじゃないかというような質問があったけども、それにも答えていない。更に現職員数でもこういったことで今までの仕事が可能なかどうか。その3点。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 今回の条例改正は、基本的には開庁時間、閉庁時間は変えないで、休憩時間を45分から1時間持つということになってございます。そういった中で、確かにただいまご質問ありましたように、時間外勤務手当、基本的には平成21年度の職員が行った1か月当たりの時間外実績でございますが、約月10.17時間ほどとなっております。この時間短縮等によって行政コストということでは危惧されておりますけども、臨時職員並びにそういった雇用関係につきましても、若干増える見込みがございます。それは当然としてあるかもしれませんが、これまでの水準を維持しつつ、適切な業務に努めてまいりたいという考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 短縮するには別に反対することではないんですが、ただ、今までの時間からそういった時間が削除されるわけですよね、時間が。ですから、そういった意味においては、今までの100とした仕事は何パーセント下がるかと言えば、当然人員が必要になるじゃないですか。とすれば、これが努力して、それは賄いますと言うのであれば、今までやってきた仕事はなんだったんだというようなことにもなりかねないわけですよ。だから、みんな努力してやってきたにもかかわらず、また、やっても同じことができるとするならば、というような私は疑問が残るわけです。その疑問をお聞きしたいなと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁申し上げます。

議員質問にございますように、それらを危惧されることもございますが、努めて

努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

昆久美子君。

○7番（昆久美子君） 人事院勧告ということではあっても、私はこれは地方の方からも声を挙げていかなければならないことだろうと思います。明らかに今、民主党がやろうとして、また、多くの国民が支持した公務員の人件費削減目標にこれは正しく逆行している。本当に公務員改革をやる気があるのかなというものも、もう疑われるくらいに逆行していると言わざるを得ませんので、私はこれは地方の方からもやはり問題があるということを提起すべきだと思いますので、あえて反対させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに討論ありませんか。遠藤宗弘君。

○10番（黒沢敏雄君） 今、本当に日本の労働条件がどうなっているのかということを考えなくちゃならないと思うんですね。過労死が世界共通の言葉になっているほどの労働条件にあるという、こういう観点から見れば、今、働いている人の条件をもっともっと改善していかなければならないというのは、基本にならなくちゃならないと思うんですよ。過労死並みに民間が本当に過労死が起こるほど働いているんだから、じゃ公務員もそれぐらい働けと、これがね法律や条令で制定する言葉かと、私はあえて言いたいと思うんです。このような状況に置かれている日本の労働条件をどれだけ改善するか、このためにどう努力するかということが今、求められているのではないかと思うので、あえて私はこの条例に賛成いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤喜三郎君） 起立多数です。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この条例の中で、結局60時間を超えた分については代休を与えるということになっているんですが、実際に私も30年近く会社勤務したんですが、60時間を超えるほど残業しなければならないという立場にある人間を代休

で処理するというのは、ほとんど不可能に近いんだと思うんですよ。これは現にここにおられる管理職の皆さんが、じゃ代休命じられたからといって家で寝てられるかと、恐らくこれは夢物語なんじゃないかと、この辺のこういう機械的なやり方というのは決してよくない。だから、60時間を超えるような残業をやらなくともいい体制を事前にどう取るのか、その辺についてお尋ねしておきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁申し上げます。

議員お尋ねにありましたように、月60時間を超える超過勤務時間というものはさほどでないと、よっぽどの事情がなければ発生いたしません。それはそのとおりでございます。本条例におきましては、60時間を超えた場合にはそのような措置をしますが、先ほど10番 黒沢敏雄議員に申しあげましたように、21年度の平均時間外の時間につきましては10.17時間となっております。お質しのよう、もし60時間を超えて超過勤務時間が発生した場合は、その超えた部分については割増、100分の125、通常であれば150にするということでございまして、基本的にはその時間を代休を取らせなさい。しかしながら、規則で定めませんが、その割増分を支払うこともできます。基本的にそのようにならないように、今後、時間外につきましては、平準化を図り、そのような時間数にならないように努めることが第一義でございまして、それを肝に銘じまして努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、議案第7号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 行財政改革の推進と施策なんだというのであれば、毎年こううふうなことを出すのでなくて、これ削除すべきだと思うんですよ、この条文は。これは行財政改革をただ見せ物にすぎないという感じるんですね。毎年こうう

のを出すということは。だから、この推進をするのであれば削除すべきと思うんですが、それはいかがお考えですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

職員の特殊勤務手当に関する条例は、廃止すべきではないかというお質しですが、今後の方針といたしましては、特殊勤務手当は改めて申し上げますと、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で給与上、特別の功利を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる仕事に従事する職員に対し条例で規定してございますが、社会経済状況の変化等によりまして、その必要性は確かに変わってきており、給与上特別の考慮を必要とするだけの特殊性は薄れてございます。いわば有資格手当の意味が強くなってございますけれども、現時点におきましては、お質しのように特殊勤務手当のあり方については抜本的な見直しを図っていきたい。現在、支給停止４年間してございますが、不必要な特殊勤務手当は、廃止すべきであると思います。ただ、その中で必要とされる例えば感染予防のためのそういった防疫作業等の従事もございますから、それらも含めて不必要な手当は廃止する。ただ、必要とするものは残すという考えで、現在、抜本的な見直しを検討してございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 見直しの方向だということでもありますから、ただ、ほかの条項はともかく、この毎年あるのであれば、そういうようなことは考えていただきたいと思う。これ町長の優しさが前に出ているんだか、判断の何かが出てくるのか、それはよく分かりませんが、やはり毎年出すような条例の改正案とするならば、やはりそれは削除するのが妥当だというふうに私は思うので、それを是非遂行してもらいたいというふうに思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 答弁申し上げます。

議員お質しにありましたことも含め十分に検討してまいります。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5，議案第8号「川俣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 水道に携わる職員の特殊勤務手当を支給しないということになるんだと思うんですが、これ確かに今、水道業務に携われば、夜だろうが夜中だろうが水道止めるわけにいかないということで、そういう特殊性やなんかがあって設置されたものだと思うんですが、そういう設置の目的は、まず、どういうことで特殊勤務手当を水道業務に与えていたのか、その辺をまず質しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） 質問にお答えをいたします。

水道事業につきましては、確かに企業の特殊性というか、地方公営企業法に基づきます事業体でございますので、特殊性はございます。もちろんこの福祉の増大、向上、それと併せて企業性も発揮しなさいというような二面性を持った事業の運営に携わるわけでございますので、いろいろと配慮というか、企業手当が新設されたのは、そういった業務の特殊性が背景にございます。それから、特殊勤務手当につきましては、確かに厳しい条件で薬品等を扱うということで定められましたが、現在は支給はしてございません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 確かにこれ私もある程度歴史を持っているものですから、金ほしいときには水道課にいくといいぞという話まで職員の中で出された時代もあったわけですね。そういう中で、今、いわゆる行財政改革だということで、こういう手当やなんかはどんどん削られてくる。そうだとすれば、もっと水道部門だけが特殊なのではないんだという体制になってきているんだと思うんですね。だって課長の席から座れば、左は水道で右は建設だと。だったら、もっとそんな垣根をなくしてやっぱり業務に当たるという検討も行財政改革だということで手当やなんかばっかり削って、それでは本当の行財政改革になっていかないと思うんですね。だったら必要な人は必要なところにバンと配置できるようにするためには、こんな右と左で、国会だったら野党と与党という区分けあってもいいと思うんですが、建設水道課というのも当然右と左が手当もらっている、片方はもらっていないなんかいう、こういう形になっちゃうんですよ。だから、もっときちんとした形で整備しながら、こういうものは携わっていくべきだと私は考えるんですが、その辺はどうですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） 質問にお答えをいたします。

確かに組織機構改正によりまして2課の統合ということで、そういった現象は発生しておりますけれども、ただその反面、やはりメリットというかスケールメリットはございます。確かに事故あるときは一緒に起きれば大変でございますけれども、自然災害、あるいはその他の災害があった場合に、人的な補充はできる。こういったところは、大変スケールメリットがございます。それから、手当につきましてですが、最近は人事交流がございまして、3年ないし4年ぐらいで異動しております。そんな中で、こちらはこの事業、こちらはこの職務というようなことで分けることはなかなかでき得ない。だれ行ってもじゃ水道は確かに大変な部分でございますけれども、特殊性はございますが、だれ行ってもできるというかやらなければならない。そうであれば、やはり手当の見直しも必要ではないのかということでございます。やはり水道事業におきましては団体もございますので、そちらと協議のうえ、より良い結論を見いだしてまいりたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6，議案第9号「山木屋八木辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議案第10号「川俣町携帯電話エリア整備事業分担金徴収条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8，議案第11号「川俣町火葬場建設基金条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1番 高橋ですが、4点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点は、火葬場の建設ということでの基金条例なんですが、建設する場合の総事業費は概算でいくらになるのかというのが第1点目であります。

2点目の質問は、建設場所の予定地はどこになるのか。

3点目は、改築後のランニングコストの試算はされているのかどうかお聞きをします。

4点目は、ほとんど今、町の行政、セーフティネットに関係することは、ほとんど広域行政でサービスは供給されているわけですね。消防にしても介護福祉にしても、あるいはその防犯にしてもそうだと思います。そういった中で、広域化、例えば福島市とか隣接の伊達市さんとか、そういったところへの委託等は検討されたのかどうか。以上、4点について質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答え申し上げます。

お質し4点ございましたが、まず1点目、建設費用につきましては5億円程度を見込んでおります。

2点目、建設場所につきましては、現在の場所ということで想定をしておりますが、こちらについては今後、種々検討をさせていただくことになるかと思っております。

3点目、ランニングコストにつきましては、現在検討しておりません。

4点目、広域化のご質問につきましては、広域化につきましては、検討いたしておりません。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 再質問させていただきますが、現在、緊急経済対策等も含めまして減ってきたこの起債残高が、昨年 21 年度から増加傾向にまた入っているわけですね。そういった中で今、課長の答弁だと 5 億円というお金が必要とされる。基金でいくら作る予定なのかは分かりませんが、いずれにしても補助事業はありませんし、認められるとすれば単独債くらいしかないのかなと、こういうふうに思います。そういった中で、現行、大変これから私の一般質問で言いましたけどね人口も減っていく、財政規模もだんだん縮小されていく。そういった中でその 5 億円と言われる、建設費だけで 5 億円と言われる金を投資をする妥当性というのが、私は問われると思うんです。ランニングコストは検討していないということなんですけども、建設費、ランニングコストを計算をして町民負担というものを考えてです、火葬業務というのはこれ絶対必要な業務ですから、直営でやるのか広域化でやるのか民間でやるのかといろんな選択肢はあるわけですが、そこを計算しないでいきなり基金を積んで造るんだという、これはちょっと乱暴な話だと思うんですが、そういうことを検討しないでこの基金条例を提案するということは、どういうことなのか再質問しておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

議員お質しのような火葬場の必要性、また、維持管理コストも含めた町民負担の問題、全くおっしゃるとおりかと存じます。そのようなことも含めて、現在の火葬場が昭和 47 年度建築、実際に稼働したのが昭和 48 年度からということで、相当の年数が経過し、老朽化しているということを鑑みて火葬場を建設をし、もって、そのような火葬場の必要性についての町民の方々からのご要望などもいただいておりますのでございますけれども、そのようなことで今回のご提案に至っておりますのでございます。今、議員お質しの部分につきましては、基金をまず 3 か年間程度、現在の予定では 3 か年間程度積み立てて、その間にお質しの部分につきましても検討させていただきます、より良い火葬場の建設ということにあたっていきいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 火葬業務、火葬のサービスをするということについて、私は否定するものではないんです。ただ、サービスの提供のあり方についてはいろいろ検討されるべきではないか。今、答弁では、結局建設コストもアバウトなものであるし、ランニングコストは全く計算してないということですよ。そうしますと、現在、毎年度火葬場のための予算というのは大体 820 万円前後で推移しているわけですね。これ町長よく聞いてもらいたいんですけど、それで、例えば過去 5 年間の平均の川俣町町民の方々のお亡くなりになった方は、大体 230 人前後なんです。福島市に例えばこれを全部お願いしますといえ、400 万円前後で済むわけですよ。福島市は 2 万円ですから 1 人、町外の方はですよ。今回新しく造って、例

えばいくら積むのかよく分かりませんが、目標額に決まっていない基金条例ですから分かりませんが、まあ5億円のうち例えば3億円起債をしたというふうに考えれば、20年で返したって1,500万円かかるわけですよ。元金だけで毎年払うのは。それにプラス今ほかの他自治体の例を見れば、そういったものを委託することになると思うんですよ。直営職員を廃止するということは、ほとんどありませんから専門業務も必要ですし、それから高压電気を使うから専門の資格を持った人も必要。そうすると、大体1,500万円から2,000万円なんですよ。ほかの自治体で火葬業務を委託した場合は。そうすると、大体3,000万円前後の金がランニングコストとしてかかっていくわけです。そういったことも検討しないで、今回提案なさっているということについて、町長はどのような算段をして、今回この基金条例を出しているのか、町長自身の言葉で今の問題点等を含めてご回答をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

火葬場基金条例につきましては、川俣町の火葬場の老朽化の中で、町民の要望が一番大きい火葬だと思っております。議員もサービスを否定するものではないということでもありますので、共通だと思っておりますが、この一つには総事業費でありますけれども、現在、先ほど5億円と答弁しておりますけれども、関連する各市町村等の火葬場の状況などを見てみますと、マクロ、最大それくらいは必要なんじゃないかというような考えに立って現在おります。また、テニスコートの場所の問題あるのでありますが、コストの問題につきましても、今、町の中には庁内に検討委員会を立ち上げたところでございます。その中でいわゆる造った後のランニングコストについても十分検討していく必要があるだろうという議論には立っております。それについては、今指摘ありましたように、直営でやるのか委託でやるのかも含めて、これはしっかりと議論していこうということでありまして、その辺も含め、現在検討に入っているところでございます。また、広域化の問題につきましても、関連する伊達市及び福島市等もあるわけでありまして、そういったことの委託した場合の町民の考え方はどうなのかということになってきますので、これは広く町民に直接関係することありますから、庁内の検討委員会を立ち上げておりますけれども、更にこの基金条例が定まった後に、町民の中における入ってもらう中での検討委員会を立ち上げて、広く町民の中で議論をしていただこうというようなことで、まず、火葬場建設について一歩踏み出す、そんなことの考えの下に、今回、このような基金条例を設けさせていただく提案をしたわけでありまして、十分議員からお質しある点についても踏まえてやっていかないと、後の問題でも財政上の問題も含めて出てきますので、十分それは検討する大きな柱だと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っています。我々もそのように受けて進めていく考えであります。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） これは大変結構なことだと思いますが、川俣の衛生処理組合や伊達消防でも福島市ともいっしょになってやっているわけですので、その飯野なども取り込むというか、そういったことで福島市との組合みたいなようなことも考えれば、ランニングコスト以下、その建設基金にしても、容易に達成できるのではないかというような感じもするわけですが、そういったことは考えたことはないのかお伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 行政サービスの一つとしての火葬場の問題でありますけども、ランニングコストの面とサービスとのコストの問題ですかね、広域の問題と町民の皆様方のそれによる受け取る方の考え方いろいろあると思うんです。ですから、1番議員にも申し上げましたとおり、検討委員会の中でそれも含めて検討していくことが私は大事だと思ひまして、これも役場の中だけでの結論を出していく考えは持っておりませんので、広く議論を深めていきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1番 高橋であります。私はこの火葬業務のサービスということについて新たな展開をしなくてはいけないということについては、町当局と同じ考えを持つものでありますが、今回提案されています基金条例につきましては、ただいまの質疑でも明らかなおと、まだまだ検討する要素がいっぱいあると思うんですね。要は単独でやるのか広域でやるのか、あるいはコストの計算の問題、あるいは運営方法の問題、そういったものをやはり町民の方、あるいは議会を含めまして、合意をしたうえで進めるべきだと思いますので、今回の基金条例は時期尚早だというふうに私は判断をいたしますので、反対をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに原案に賛成者の発言はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤喜三郎君） 起立多数です。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9、議案第12号「川俣町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第10、議案第13号「川俣町峠の森自然公園設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) この峠の森自然公園の中のバンガローの問題なんですが、これバンガロー朽ち果てたから壊すということなんだと思うんですが、実際問題としてこのバンガローは本当にどのくらい有効に活用されたものなのか。いわゆる町の施設というのは、手入れというのはほとんどやらないんですね。壊れそうだから、住宅だってなんだってそうなんですが、雨漏りしようが何しようがほとんど手入れしないでぼっこれるのを待っているというのが現状だと思うんですよ。これバンガローはどの程度活用されて、このバンガローが必要だとすれば延命措置は取ったのかどうなのか、そういう経過が全然分からないまま取り壊しですよというだけではね、これは本当に町の財産を有効に活用したのかどうかということも問われてくる問題なので、その辺のことについてちょっと質しておきたいと思います。

○議長(佐藤喜三郎君) 産業課長。

○産業課長(沢口 進君) 質問に答弁を申し上げます。

ご質問いただきまして、まず、どの程度の活用をされていたのかということですが、大体夏休み程度に1団体等が利用する程度でございました。

あと延命措置等につきましては、毎年維持補修等を予算をいただきながら屋根の部分、あとはちょっと高台にございましたので、木でできている階段等がございました。そういう階段等の部分については、やはりどうしても野ざらしというか、雨にあたられているものですから腐って、ある程度の補修等々を行ってきたところがあります。今回、平成21年度の予算におきまして、現実的には取り壊しは終わったところでありまして、今まで経過としましては雨漏りがひどくなってきたと。結構相当水が入って、床等も腐ってきているという状況になってきたものですから、今回、新たに全部取り壊して、新たに造るような状況になってきたということもございまして、今回、21年度の予算でお願い申し上げまして、まずは撤去をさせていただいて、あとは撤去後のその場所につきましては、平にならしまして、

テント等をお貸しするものもありますので、テントの活用でお願いをしたいということで、今回、まず撤去をさせていただいて、今後のあそこの場所等についてのキャンプ等についてはテントの設置でお願いをしたいということで、今回させていただいた経過がございます。今回、バンガローが撤去終わりましたので、今回、条例の方から削除をお願いをしたいということで対応させていただいたところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 年間1団体程度の利用きりなかったということは、バンガローの設置そのものが間違いだったのかどうなのか。この行政効率の問題からすると、こういう問題も問われるんですよ。バンガローは撤去したけれども、じゃテントで発表するんだということになれば、例えば夏のシーズンはテントを張って貸し出しますよというやり方もあるだろうし、物をたたんだままそのまま貸し出しますよというやり方もあるだろうと思うんですよ。そういう必要性、あそこは言ってみれば川俣の目玉としてパンフレットやなんかに写真をやって売り出している場所なんですね。そういう売り出している場所が、そういう形で削除して、それで終わってしまうというのが、果たして良いのかどうなのか。今後、どういうふうな利活用をしていくのかという問題は、どのように検討されているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まず、利用の方の件でございますが、これについては年1回夏休み程度というお話をさせていただきましたが、これにつきましては、建設当初は大変新しい施設だったということもございまして、大変人気のある施設でございまして、結構利用度はあったところでございますが、大変経過年が過ぎたということで、つい最近のお話をさせていただいて、1回程度というお話をさせていただきましたが、そういうことで結構当初については利用があったということが一つございます。あといろいろとご提案いただいたテントの利活用について、もう少し利用ができるような施策を図れというお話もいただきましたので、そのようなことで利活用を図ってまいりたいと考えております。今後の峠の森等につきましては、今回、きめ細やかな事業の中で受水槽の改築並びに各修繕等の必要な部分についての修繕等々を行う予算ということで、2月の臨時議会においては認めていただきまして、今後、修繕等を図っていくと。あとは今回21年度の当初予算におきまして、峠の森のそば打ち体験館のわきの山が民地だと、あと峠の森と新しくできました林道花塚線の間が民地の山が相当ありまして、その分の用地買収の費用も今回、21年度の当初予算においてお願いをしているところでありますけれども、そういうところを今回お願いをして、22年度以降、一体的に峠の森ということに今回なりますので、今後の方向としては全体的な計画をもう一度練り直しをしまして、峠の森全体の利活用を今後図っていくということで進めたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第11, 議案第14号「川俣町定住・二地域居住体験施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第12, 議案第15号「町道路線の認定、変更及び廃止について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13，議案第16号「川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14，議案第17号「川俣町美術館設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1番 高橋ですが、この条例の第8条、美術館に館長及びその他必要な職員を置くことができると、こういうふうに記載しているわけでありましたが、そうしますと22年度の当初予算を見ますと、日々雇用賃金、社会保険料合わせて230何万なにがしが載っているわけでありまして。あと報償費が40万円ほどあるわけでありましてけれども、この予算との関連でいきますと、本来、美術館ですからその他の職員というのは学芸員とかね、そういう方を普通は想定されるんだと思うんですが、その他の職員というのは、館長というのは分かりますけど、その他の職員というのは、どういったその学芸員とか、そういった人を想定して予算措置も含めて提案なさっているのかどうか、この条例で言うその他の職員というのはどういう人を言うのかお聞きをしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

この8条でございますが、館長及びその他必要な職員を置く。今のところこれはまだ地区の委員の皆様方と中身について今詰めていただいておりますので、その要望等をお聞きして、今後、組織を作っていくという段取りになります。したがって、これ年度途中、平成22年度、年度途中に開館を予定しておりますので、予算を一応付けさせていただきました。今後、この人員等については十分に各専門の委員と話し合いをしながら配置していくという考えでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 私がお聞きしたのは、その他の必要な職員というのは、何人置くとかではなくて、どういった例えばその普通学芸員とかね、そういった人を置くわけじゃないですか、普通美術館といたら。だから、そういった人を想定して、その他必要な職員と、こういうふうに表示をなさっているんですかと、このどんなような資格、能力を持った人を求めているんですかということをお聞きをしているわけです。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

特に資格を持った人員を配置するというような考えは現在ございません。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） そうしますと、その前に書かれている館長という立場が非常に重いものになってくるんだろと思うんですけれども、この館長は町職員を想定なさって館長というふうな表現で、いわゆる町職員はしっかり館長として配置をしていただけるのかどうか、その辺お聞きをします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

現在のところまだ仮定でございますので、館長につきましては生涯学習課長をもって充てるというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第15、議案第18号「川俣町公民館使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） この条例を見ますと、町長が別に定める割合と、こういうふうにかかれているわけでありますが、その別に定める割合というのは、どのような具体例と、どのような割合を想定なさっているのかお聞きをします。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご答弁いたしたいと思います。

規則で決めようと思っているところではありますが、減免の割合が10割ということで、または教育委員会が共催する事業等8割というものは、町又は教育委員会が後援共催する事業、現在検討しておりますが、5割ということで川俣町以外の社会教育団体を5割というふうに現在、検討中であります。今後、関係当局と詰めまして決定していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第16、議案第19号「平成21年度川俣町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

本案について質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 補正予算なんですけども、10ページなんですけど、歳入の地域活性化公共投資臨時交付金、課長の提案説明で56%で、90%から減額になりましたという説明だったんですが、この数値が来た時期はいつなのかお聞きをしておきたいと一つは思うんです。決定された数値が56%、12月議会までは9割でずっと話をしてきたわけですから、12月議会までは。いつこの56%に減額になったのか、その時期をお知らせをいただきたいと思います。

もう一つは、一般質問でもエコの問題等が取り上げられているわけではありますが、多くの同僚議員が。それで、太陽光発電の助成制度、今年21年度から発足をしたわけではありますが、その予算がないので助成金はもらえないというふうな声を町民から私相談を受けたんでありますが、せっかく太陽光をやろうということで

町も国も挙げてこれ新しい制度を作って町もやっているわけでありますから、予算が満杯になったということはあり得ることなんですけども、その際にだからゼロなんだということの対応で今後ともいくのか。それとも受付はして、例えば3月補正で対応するとか、あるいは予備費で対応するとか、今回の補正予算を見ますと、そういった措置はされていないわけでありますけれども、そういった町の施策等もあっていて需要があるものについての対応ということについてどのように今後なされていくのか。普及啓もうすればするほど予算枠を超える場合があるわけでありますから、住民の皆さんの要望に応えるための柔軟な予算対応が必要かと思うんですけども、その辺の考え方2点だけお聞きをしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） ご質問にご答弁申し上げます。

公共投資臨時交付金の56%の分ですが、つい先日なんですけど、日にちは手もとに資料ございませんので、日にちを確認して答弁させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

21年度における太陽光発電の補助事業に関するご質問かと存じますが、申し訳ありません。予算というか住民の方のご要望で、その辺の要望があったというのを私ちょっと承知しておりませんので、後ほど担当の方に確認させていただきたいと思います。補助事業でございますので、要綱に合致して、なおかつ予算の範囲内ということは確かにありますけれども、なるべくは議員お質しのように施策目的に合致していれば、なるべくお客様のご要望にお応えしていくのは当然の話でございますので、そのようなスタンスは持っているということは申し上げます。あとちょっと調べさせてください。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） 先ほどの答弁の中でお答えできなかったことについてご答弁申し上げます。

交付限度額についての通知は、2月12日付の文書で参っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） まだ質問があれば、そちらの方を進めます。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 公共投資の件は、2月ということで了解いたしました。

それから、太陽光の方ですけども、大体やろうとする方はメーカーさん、あるいは業者さんにお頼みするわけです。メーカーさんが役場の窓口に来て相談をするということになるわけです。今の課長のお話ですと、要望に応えられるように頑張るということでありますから、それで結構なんですけど、ただ予算編成というのは必ず時期がありますので、間に合わないということはもちろんあると思うんですよ、その提案するに当たって。ただ、間に合わないからじゃせっかく今年度やったのに、もらう人ともらわない人が出るというのは不公平なので、その辺そのために予備費というものがあるわけでありますから、その辺の対応はできないものなのかという

ことをお聞きをしているわけであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） ご答弁申し上げます。

検討させていただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） 一時は多大な繰越明許費が計上されておるわけですし、これは国の第一次、第二次補正のおかげでこれだけ地方活性化のために交付になっているわけですが、これらの事業の日程、こういった消化をしていくのか。あるいはもう既に次の議題では22年度の当初予算が論議されるわけですが、それと合わせますと22年度の事業費が多大な事業費になってくるわけですので、もう既に発注してもいい事業もいくつかあると思うんですが、これらの発注の今後の日程等が分かるもの等については早急に発注すべきと思うわけですが、それらの計画についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） ご答弁申し上げます。

お質しのとおり、なるべく早期に発注できるものについては発注していきたいというふうに考えております。具体的にはちょっと資料手もとにないので、確認して答弁させていただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは答弁あるまでほかの質問がありましたらば。

昆久美子君。

○7番（昆久美子君） 7番 昆でございます。今回補正に出てないんですが、地方交付税のうちの特別交付税、これは額が確定したのでしょうか。それは当初予算に対してプラスなのかマイナスなのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） ご答弁申し上げます。

地方交付税の中の普通交付税については、確定をいたしております。前にもご説明申し上げましたが、約1億円の減額になりました、当初予算に比較いたしますと。

特別交付税についてはまだ見込みでございまして、確定はこれからでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 先ほど1番 高橋道弘議員からのご質問の中で、太陽光発電についての問い合わせというか、そのようなことについてお質しがございましたが、業者の方から予算について、まあ残予算ですね、ございますかという問い合わせは受け承ったことがあるというふうなことでございます。具体的にはこの場所ですと、そういうふうなことではなくて、残予算についての問い合わせはありましたということでございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。この補正予算で先ほど新関善三議員の方からも出されているんですが、繰越明許費が12億1,200万円という膨大なもの

になってきているわけですよ。これの確かに今年度で消化できないから繰越明許だということについては理解するわけですが、だとすると、これらの事業がいつまでかかるんだという見通しはどういうふうに立てておられるのか。これ恐らくは一番大きいのは中学校の耐震化だと思うんですが、これ図面やなんかができてはきているんだと思うんですが、いつから工事に入っていつまで完成させるんだというような、これだけの繰越明許を提示するんであれば、こういうふうな工事の進捗だと、この事業についてはまだ全然手を付けられないから繰り越しするしかないんだとかという、そういうやっぱりもう少し親切なものがあってもいいんじゃないかというふうに思うんですよね。そういう点で責任者である企財課長もこの次の議会におられるのかどうか分からないということを考えますとですね、きちんとした一覧表かなんかで議会にお示ししたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） それではご答弁申し上げます。

工期について今申し上げますが、地域情報通信基盤整備事業につきましては、工期は平成22年7月から23年1月でございます。それから、携帯電話エリア整備事業につきましては、平成22年5月から12月を予定しております。それから、峠の森自然公園の方は、22年3月から8月を予定をいたしております。それから、道路の維持修繕事業費の関係は、やはり3月から22年の9月までを予定しております。消防施設整備事業につきましては、平成22年6月から11月。それから、川中の耐震補強工事につきましては、22年3月から23年3月までを予定いたしております。それから、富田幼稚園の耐震補強工事も22年3月から22年12月までを工期といたしております。それから、福沢小学校の改修につきましては、22年3月から6月を予定いたしております。それから、中央公民館の施設維持管理ですが、空調の工事ですが、これにつきましては平成22年3月から7月を予定いたしております。以上、主なものについてご説明申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第17，議案第20号「平成21年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を、所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第18，議案第21号「平成21年度川俣町老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を、所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第19，議案第22号「平成21年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 補正予算書の9ページに歳入なんですが、基金繰入金がありまして、当初1,478万円から2,300万円増額されて3,800万円というふうになっているわけではありますが、これによりまして、この介護給付費準備基金繰入金の残高はいくらになるのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

今補正予算で補正前、補正額合わせて3,804万8,000円を基金から取り崩しをしますと残高は3,661万4,000円を見込んでおります。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を、所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第20，議案第23号「平成21年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を、所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 2 1，議案第 2 4 号「平成 2 1 年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を、所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 2 2，議案第 2 5 号「平成 2 2 年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

議員の皆様に申し上げます。

各当初予算は、所管の委員会に付託する予定となっております。つきましては、所管の事項に関する質問は、担当委員会で詳細に質問されるようお願いいたします。また、質疑の際は、予算書等のページをお示しのうえ、簡潔に要領よくお願いいたします。

それでは、本案について質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 何点かお聞きをいたします。3 5 ページですが、基金繰入金の欄であります。ここに財政調整基金とふれあい福祉基金があるんですが、それぞれ残高いくらになるのかお知らせをいただきたいと思います。

それから、6 3 ページですが、企画費の事業 1 の 2 4 の 1 5 デマンド型乗合タクシー運行費なんですけれども、運行委託料が 1, 2 4 3 万 7, 0 0 0 円となっているんですが、これらにかかわる実施地域どこになるのかお知らせをいただきたいと思います。

それから、8 9 ページなんですけれども、一番下の欄に自殺対策緊急強化基金事業費というのがありまして、国庫補助 3 5 万円はそのまま充当してやるものなんです。が、この中を見ますと、報償金 5 万円と消耗品 3 0 万円とあるんですが、自殺対策の事業で消耗品 3 0 万円というのは、何に使うのかお知らせをいただきたいと思います。

それから、１０７ページなんですけど、上段に保育環境整備事業費というのがあります。まして、委員報酬とあるんですけど、委員会名と討議するテーマについてお聞きをいたします。

それから、１１９ページに環境衛生費なんですけど、そこに負担金補助及び交付金の補助金、産業廃棄物処理問題シンポジウム開催補助金、町単独とあるんですけど、補助の対象者はだれになるのかと、１５万７,０００円の算定基礎についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、１２７ページなんですけど、ここに塵芥処理費があるんですけど、７１４万円の減と、こうなっているんですけど、減額になった理由をお知らせをいただきたいと思います。

それから、次のページ１２９ページで、川俣方部衛生処理組合の負担金があるんですけど、これは前年度比１２０万円ほど増になるんですけど、増の理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、１７９ページに消防施設整備事業費がありまして、屯所修繕工事費が２７０万円ほどあるんですけど、施工箇所をお知らせをいただきたいと思います。

それから、２０３ページなんですけども、教育振興費で３００万円ほど増額になっているんですけど、増額の要因についてお聞きをいたします。

それから、２０７ページは、逆に幼稚園費が４９０万円ほど減になっているんですけど、減額の要因についてお聞きをいたします。

それから、２１９ページには、旧福沢小学校跡地利用事業費と載っているんですけども、その次のページですね、この事業費の最後に工事請負費というのが２２１ページにあります。まして、旧小学校施設改修工事費１０７万６,０００円とあるんですけど、今般の補正予算で４,０００万円ほど改修工事費があるんですけど、この工事請負費は何をやるものなのかをお聞きをしておきます。

それから、２３５ページなんですけども、新助館遺跡本調査事業費というのがあります。まして、６,４００万円ほど新規で上がっているんですけども、過日の議会で県道原町・川俣線については、遺跡調査は委託費で載っていたんですね。今回は直営体制でやるような形になっているんですけども、委託でやる場合とこの直営でやる場合の区別はどこにあるのかをお知らせをいただきたいと思います。

それから、給与明細費２５１ページなんですけど、職員数は減になっているんですけども、通勤手当というのがあるんですけども、７１万５,０００円とここだけだと通勤手当伸びているんですね。この増額になった要因についてお聞きをいたします。

それから、２６２ページには、債務負担行為表がありまして、一番最後２６２ページになるんですけど、ここに福島市・川俣町学校給食センター協議会負担金のうち調理運搬業務というのがあります。まして、２２年度以降の支出予定額がハイフンになっているんですけども、この理由は。この金額がどちらも２１年度までも予定額はゼロ、２２年度以降も予定額が書かれていないんですね。ですから、これ８,１２７

万円のうち川俣町の負担割を増した額が限度額だと、こうなっているわけでありまして、金額が記載できるものではないかと思うんですが、あえてハイフンにして金額を記入しない理由が何かあるのかお聞きをしておきます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

まず、１７９ページのご質問でございまして、情報施設整備事業費のうち屯所修繕工事費の施工箇所のご質問でございまして、これは芦沼田コミュニティ消防センターへ合併浄化槽設置工事を行うものでございまして、合併浄化槽１０人槽を予定してございます。

続きまして、給与明細書の２５１ページでございまして、その中で職員数は減っているんですけども、通勤手当が７１万５,０００円ほど増加にあるというお質しでございまして、後ほど詳細に申し上げますが、町外からの通勤の職員の増によるものと思われまして、改めて確認して後ほどご報告を申し上げます。

以上答弁申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） それでは、ご答弁申し上げます。

３５ページ、財調を繰り入れした後、残高ということですが、４億９,５００万円というふうに把握しておりますが、もう少し詳細を知りたいけれども、４億９,５００万円でございます。

続きまして、６３ページでございます。デマンド型乗合タクシー運行委託料１,２４３万７,０００円の運行地区ですが、これは山木屋地区と小綱木地区と福沢地区でございます。今まで実証運行でしたので補助対象になっていたのが、公共交通会議の方でやっていたんですが、今度は町の方で運行することになりますので、このような形になります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに答弁願います。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

予算書１１８、１１９ページ、環境衛生事業費の補助金、産業廃棄物処理問題シンポジウム開催補助金町単独について、対象先並びに積算根拠というお質しでございます。これは山木屋地区自治会さんに補助金を交付しようとするものでありまして、自治会さんからのご要望に基づいて、積算をさせていただきました。ご要望によれば、会費などによってシンポジウムを行うものでありますが、うち不足する分について補助というふうなお話がございまして、昨今の産業廃棄物の状況、特にご当地山木屋地区における状況に鑑みて、予算をという形でご提案をさせていただいた次第でございます。

次に、１２６ページ、１２７ページ、衛生費の塵芥処理費７１４万円減額になっているが、その内訳というお質しでございます。こちらにつきましては、めくっていただいて１２８ページでございまして、伊達衛生処理組合に川俣本町は塵芥、ごみ処理焼却について委託をしているわけでございますが、こちらにつきまして伊達組

合さんに対しての負担金が５３０万円ほど減額になっております。これが大きな要素を占めると思われませんが、これは組合さんからのご請求というか、次年度の負担に関する協議の中で、そのようになっております。その結果、委託料の塵芥収集委託料につきましても、今のところ減額になるのではないかというふうな見積もりをしておりまして、ご質問にあったような７１４万円の減額ということになりました。また、同じ１２８、１２９ページのし尿処理費、川俣方部衛生処理組合さんへの負担金については増額になっているが、中身はというお質しでございます。こちらにつきましても、組合さんの方での負担金の算定の仕方につきまして、２２年度からはこの予算案で移行、平等割と今までの実績割になりました。２１年度までは平等割と人口割、福島市松川地区、それから旧飯野町地区、それから川俣町の人口割ということでございましたが、２２年度からは人口割を廃止し実績割に移行し、このようなことで１２１万２、０００円の負担金の増ということとなりました。

以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁申し上げます。

３５ページのふれあい福祉基金の残高の質問ですが、ふれあい福祉基金の残高につきましては、平成２１年度末の見込みが１億９、５３７万８、０００円となっておりまして、２２年度のただいま質問ありました１６１万円を繰入れ取り崩しまして、なお積み立ての方に３４６万６、０００円予算計上ありますので、繰り入れ、積み立てを経ますと、２２年度末の残高見込みが１億９、７２３万４、０００円となります。

次に、８９ページの自殺対策緊急強化基金事業の中の消耗品費３０万円でございますが、この３０万円の中身につきましては、自殺対策啓発のパンフレット購入費で、一応全戸配布を予定して３０万円を計上したものであります。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 予算書１０７ページの保育環境整備事業の内容でございますが、これは幼児保育検討委員会を開催し、川俣町の幼稚園並びに保育園の好ましい環境を整備するための検討するほかに、保育園の民営化につきまして、これはあくまでも予定でございますが、検討をするために予算を計上したものでございます。

それから、予算書２０２ページ、２０３ページ、前年度から中学校の教育振興費が３０１万３、０００円の伸びとなっておりますが、この主な内容といたしましては、就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費、そしてコンピュータ教育費の増が主なものでございます。

更に、２０６、２０７ページでございますが、幼稚園費につきましては、前年度と比べますと４９０万５、０００円の減額となっておりますが、これは退職者がいる関係で人件費の減額が一番大きなものとなっております。

更に、２６１ページ、２６２ページの債務負担行為限度額の設定におきまして、

２２年度以降の支出予定額、福島市・川俣町学校給食センター協議会負担金のうち調理運搬業務の２２年度以降の支出予定額がハイフンとなっているということでございますが、給食センター協議会の負担は、２２年度は川俣町が６５％、福島市が３５％といたしておりますが、これは固定したものでなく毎年協議することとなっており、変動することが予想されますので、金額は明記しておきませんでした。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問にご答弁申し上げます。

まず、２２１ページの福沢小学校関係の改築工事の関係でございますが、旧福沢小学校の校舎を建設事務所さんといろいろ協議させていただきまして、浄化槽の大きさの関係なんです、放課後子ども教室のスペースとあとは美術館のスペースと白のスペースに３つのカウントということで協議をしておりました。美術館の建築をするということで、３つのセクターのブロックに分けるんですが、その確認申請を終わった後に、後ろの収蔵品の倉庫を改築するというような、そういう検討をしてまいりましたので、次年度に収蔵庫を改築するというようなことで協議をしております。

２３５ページの新助館遺跡本調査事業費ということで、ご質問の委託と職員というふうなことで分けておりますが、遺跡調査の試掘については試し掘りについては委託でも大丈夫なんです、本調査になりますと教育委員会が行わなければならないということでありますので、教育委員会の職員というふうなことになりますので、このような予算の計上ということになります。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 先ほどのご質問に改めて数字等を申し上げます。

２５１ページの給与費明細書でございます、通勤手当でございますが、対象職員数は６７人でございまして、基本的には町外からの通勤者及び県との総合人事交流による１名、また県の広域連合に１名を町から派遣いたしますので、それらも含めて増額となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時です。

（正 午）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後１時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き議案第２５号「平成２２年度川俣町一般会計予算」の質疑を続けます。高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君） 何点か再質問させていただきますが、まず、１１９ページの産廃のシンポジウムの開催補助金なんですけども、先ほどの答弁ですと山木屋自治会

さんが補助対象だということなのですが、算定基礎についてちょっと答弁がなかったもので再度お尋ねしますが、そのことと補助金というのは補助金交付要綱って普通あるんですよね。ですから、要望あったから補助金出せるんだという話では私はないと思うんですよ。したがって、この種のどういう補助金交付要綱なんだか知らないけど、どういう補助金交付要綱新しく作って、これが開催可能になったのかどうかですね。何かあるのかそういうものが。別にこれ環境問題であれば出す補助金なのかね。富岡の問題があるから出す補助金なのか、どういう補助制度になっておるのかお聞きをしたいことと、算定基礎、先ほどなかったのをお願いしたいと思います。

それと、もう一つは、これ町にとっても大切な問題だということは再三議会の中でも議論されていることなので、補助金出して開催することが正しいやり方なのか、町自身がきちっと地域住民の方々のそういった不安なり、あるいはこの問題に対する啓もうを含めてやるためには、町自身が開催するという考え方は持たなかったのかどうか再質問させていただきます。

それから、129ページの伊達衛生処理組合の負担金減額になったのは分かったんですが、負担金の算定方法が変わったのかどうか、どういうふうに変ったのかお知らせをいただきたいと思います。

それから、221ページの福沢小学校の収蔵庫の改築だというさっきの答弁だと思うんですけど、最初言ったのは便所がどうだとかこうだとかという話もあったんですけども、便所の話と収蔵庫改築することと、どう連動するのかちょっと理解できないので、端的にどこをどう直すのか再質問します。

それから、251ページの通勤手当の件ですけども、対象者の数ではなくて71万5,000円がなんで増えたのかお聞きをしているので、その辺分かるように答弁をいただきたいと思います。

あと262ページの福島市・川俣町学校給食センターは、その負担割合が毎年変わるから載せないんだという答弁だったと思うんですけど、その負担割合は65の35と私は記憶をしているんですけども、その毎年変わるという根拠がどこにあるのかと、だとすれば、どういう計算で毎年変わるのか、そこを再質問させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

251ページの通勤手当にかかるご質問でございますが、まず、はじめに、先ほどは人数をご報告申し上げましたが、22年度は67名、21年度は66名で1名の増となつてございます。基本的には、平成20年、22年4月1日、採用の職員が4名ほど予定してございますが、うち3名が町外在住となつてございますので、その分を含めた増額としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

まず、第1点目、産業廃棄物処理問題シンポジウムの開催補助金についてのご質問でございますが、まず、要綱につきましては、今の時点で要綱は持っておりません。よって、予算のご決定いただいた後、速やかに要綱につきましては策定をしていきたいと考えております。山木屋自治会さんの要望だから予算を要求をしたのかというふうなご質問でございますが、富岡さんだからそうなのかと、そういうことのご質問でございますが、先ほども申し上げましたけれども、山木屋地区にあります産廃処理場について、山木屋地区の皆様に変なご心配おかけしているわけです。それについて、自治会さんでシンポジウムを開催をしたいというふうなご要望でございましたので、非常に大切なことであるというふうな判断の下に補助金の予算を提案させていただいた次第でございます。町自身がそのようなことをやるべきではなかったのかというふうなご質問でございますが、確におっしゃる意味はよく分かります。町も当然そのような地元の方々はじめ町民の方々のご心配に対しては、安心、安全のためにきちんと説明はしなければいけないのは当然のことでございます。これに関しては町も説明会などを開催しております。研さんなどと併せて説明会、また、行政区長さん集まっていたのの説明会等々で行っておりますので、今回につきましては、自治会様がお会いになりたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。また、積算につきましては、簡単にというか単純にといいますか、開催経費25万7,000円、収入が出席者の収入ということ会費だと思うんですが10万円ということで、不足分について15万7,000円ございまして、こちらについてご要望がございましたので、予算のご提案を申し上げたところでございます。

次に、伊達衛生処理組合の負担金についての算定方法のお質しでございます。こちらについては、算定方法そのものについては変更はないと承知しております。今までですね21年度までですか、行っておりましたというか地方債の返済などが終わりました、その分で各構成市町への負担金の額が減少したというふうに承知をいたしております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 債務負担行為限度額の中の22年度以降の支出予定額の件につきまして答弁を申し上げます。

学校給食センターの負担割合35%、65%の割合が毎年変わるというご質問でございますが、毎年変わるのではなく毎年検討するものでございます。これは5月1日の学校基本調査に基づきまして、児童生徒数に学校数によりまして負担割合を検討し、それぞれ課すものでございまして、福島市35%、川俣町65%という割合は、固定化したものではないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問にお答えを申し上げます。

具体的に後ろ校舎の音楽室のわきの準備室を収蔵庫に改築するという予算でござ

います。浄化槽という関連して申し上げましたが、ということでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 再々質問3点だけさせていただきますが、まず、補助金ね、補助要綱もなく何もないんだけど、予算は措置するんだというのは、基本的にあり得ない話じゃないですか。普通は要綱を作って、それに例えば3分の1負担するんだとか2分の1負担するんだとか、予算の定める範囲内で町長がやるんだとかということを書いて、そして、町民に知らしめて、山木屋の自治会さんだけでなくどこの自治会であろうか、あるいは任意団体であろうか、じゃ、そういった環境問題については、要望すれば補助金をいただいてシンポジウムできるんだなというふうに町民に知らしめてやるのが、行政の公平性、透明性じゃないですか。だから、何もないんだけど、重要なことだと思ったからやりましたということで、予算というのは付くんだとすれば、これからもそういうことがなんでもまかり通ると、こういうことになるのではないですか。そしたら、順序が逆だと私は思うんですよ。そのやることの善し悪しではなくて、やっぱり補助金として出すんだらば、その補助金はどこの人も使えるものでなくてはいけないわけじゃないですか。だから、そういったものを作らないで予算要求しますということは、甚だもって逆さまな話だと思うんですけれども、そういうやり方を今後ともずっとなさっていくんですか。そこをまずね。今回の例外なのか、あるいはそれを周知しらしめて、4月1日まではちゃんとできて、合法的に透明性、公平性が保てるような形でやっていくのかどうか、これでは全くの違法支出になると私は思うんですが、その辺のご見解を再々で聞かしていただきます。

あと221ページの関係ですが、実は私はなんで聞いているかというのと、美術館造る話はもともと教育委員会さんがいろいろ地元と話し合って美術館になったわけですけども、その廃校跡地の利用の問題では、一番最も地元が要望しているのは、体育館前のトイレをお年寄りの方も使えるように早く直してくださいと、これが一番の要望だったはずなんです。そこの一番の要望の予算が付かなくて、違うことだけどんどん付いていくというのはいかがなものかと。それで、私は期待して聞いたんだけど、収蔵庫を造るという話では困るんで、そのトイレの方はいつ予定なさるのか再々で確認をさせていただきたいと思います。

それから、251ページですが、新しく採った職員4名中3名が町外から来るから71万5,000円伸びるんだと、こういう話ですよ。どこの自治体であろうとそうだろうと思うんですが、例えば学校の校長先生には川俣に異動になった際に、川俣にアパートを借りていただいて川俣に税金を落としてもらうんだと、そういったことでやってきたわけですよ。今回、これから採っていく職員もそうですけれども、どこから通うと自由、これは憲法で保障された自由ですよ確かにね。けれども、町の発展だとか、あるいは町民の皆さんと職員がやっぱり地域の一員としてふれあって地域づくりをやっていくうえでは、やっぱり町に住んでもらうと、そういったふうな指導ということはなさらないのか町としては。それで、経費だけ町外から雇

って71万5,000円増えるんですと。それではやっぱり町民のご理解はいただけないと思うので、その辺の指導を今後、どういうふうになさっていくのか、これ町長に是非方法を所信をお聞きをしたいと思います。

あと債務負担行為の話ですけれども、これは限度額を設定するものですから、いろんな表ありますけれども、金額が書かれていないのは、ここの262ページと258ページの飯坂小の債務保証だけなんですよね。債務保証ですからこれは金額が出てこないんだらうと思うんですけれども、返しますと言っているわけじゃないですから債務保証ですから金額出てますよね。だけど、給食センター協議会の話は、金が毎年出ていく話ですから、限度額で設定すればいいわけですから、この限度額を設定しないで、ここの金額が変わってくるとなると、町の財政計画をしていくうえでは、実際に22年度以降どれだけの金が町は支出用意があるのか、しなくてはいけないのかという額が確定しないわけですから、なお、毎年多少変わるのかまわらないとしても、限度額ですからここはやっぱりきちっと金額を入れてですね、町民の皆さんに、あるいは議会の議員も含めて債務保証額がなんぼあるのかと現実には。そのことの上限額を規定するわけなんですから、やっぱりそういった金額を入れられるものは入れていくという立場での今後、この予算書の作り方をしないのか、再々を質問させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

議員のお質しのとおりでございまして、公平、平等というのは、町の行政の根本原則でございまして。今回の補助金につきましては、予算的な裏付けを求めるものでございまして、加えまして、法令的な裏付けとしての要綱は確かにおっしゃるとおり必要でございまして、これにつきましては、年度内に、21年度のうちに制定をさせていただきたいと考えております。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 債務負担行為額の再々質問でございまして、議員のご質問の趣旨はよく理解したつもりではございます。限度額といたしましては8,127万円、これは福島市と川俣町の負担額でございまして、先ほど答弁申しましたとおり、負担割合が増加する可能性も減少する可能性も川俣町にとってはございまして、記載しておかないというふうな答弁をしたところでございまして、議員のお質しの件に関しましては、今後、検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問にお答えをいたします。

福沢小学校を廃校にするとき、そういう約束ということで承知をしております。今回、なぜできなかったかという、要するに校舎と体育館を合わせると面積が多くなりまして、浄化槽の関係の容量、人数、あるいは金額が増えますので、別々に

やらなければならないというようなことになってしまったので、時期をずらしてやりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 高橋道弘議員の質問に答弁いたしますが、職員については質問のとおりでありまして、町外から来られる職員については、町の方に住むというような話を働きかけをしておりますので、それが実現するものと思っておりますが、予算上はこういうようなことでさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○9 番（新関善三君） 9 番 新関です。歳入の方からお伺いいたします。

歳入の 33 ページ、ここに不動産の売却収入ということの金額が 272 万 2,000 円ほど計上されておるわけでございまして、これは遊休資産を売却することは非常に有効的確になされていると思うんですが、あくまでもこの計上額、前年度も 272 万 2,000 円、今年度も 222 万 7,000 円というふうな、この根拠をまずお知らせをいただきたい。

次には、雑入の方なんですが、雑入の売払代金、これは資源回収等々に関しますそれらの売却代金を委託業者からいただく金額だと思うんですが、これらの積算根拠、非常にこういった流通形態の中で高いときもあり安いときもあり、年間収集額はどれだけの物量があつて、それらの単価がどうで、そしてこの金額になるという明細をひとつお知らせをいただきたい。

併せまして、その下に入場料ということがあるわけでございまして、145 万 5,000 円の入場の明細等についてもお知らせをいただきたいというふうに考えます。

次に、81 ページなんですが、ここには選挙費用が計上されてございます。今年度も参議院選挙が始まりまして、参議院、そして県知事、町長選とあい続くわけでございますが、ここに県会議員の選挙等につきましては、来年度の事業年度になるわけでございますが、私としては前段でかかるもの等につきましては、22 年度の予算額に計上したというふうに理解はしているわけですが、それでいいのかどうか。

それと、ここにもう少し気になりますのは、この選挙に関しまして、残業が載ってございまして、それと時間外勤務手当、それとすべて選挙に関しましては管理職の特別勤務手当というふうな、この特別が付いている手当が計上されているわけでございますが、これらの特別管理手当の支給条例は現存するのかどうか。何も特別付けなくても、当然勤務した対価でございまして、管理職であろうと一般職であろうと特別の字句は必要あるのかどうか。どういう根拠の下にこの特別を付けているのかどうかということをお伺いをいたします。

それと 183 ページです。これは教育費の方なんですが、このページの中段には、総合事務組合の納付金 227 万 7,000 円と計上されておりますけれども、これは一般職員は含まないで特別職のみの総合事務組合の納付金であるのかどうか。ちょっと上にいきますと、ここには職員手当も計上されておりますし、その下の方にな

りますと人件費は別途給与費として一般職員分として計上されておるわけでございますので、それらの内容、内訳についてお知らせをいただきたいということです。

それと前に戻っていただきますと、税收の方なんですが、滞納繰越金が今年度もそれぞれ町民税と固定資産税の方に町税の方には600万円ほどの計上額、この600万円の計上額の根拠。ご存じのように繰越滞納額といいますのは、過年度分、そうすると現年分も含まれ、現年分は想定額を想定した中でこの根拠というものが現れたと思うんですが、それらの根拠の根拠、それと現実的に繰越滞納分は、昨今の情勢の中では増えているというふうに想定されるわけでございますので、それらの実質的な額をひとつお知らせいただきたい。その何パーセントをこの600万円に計上したのか、あるいは個人資産税であれば550万円にこういった根拠のもとに計上されたのかということをもっとお伺いしたい。

次ページ15ページには、今度は地方消費税の交付金、これも前年対比では1,600万円ほど減額されてございます。これはあくまでも昨今の情勢で物が売れない、あるいは売上額が少ないために消費税の徴収額が少なくなったためにというふうな一般論では分かるわけですが、果たして川俣町の実態に合った1,600万円の減収根拠等についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

それと、使用料関係についてはさわりだけ、あとは担当常任委員会の中で詳細は伺いますけれども、ここに町営住宅の使用料金がここに明示されておるわけですが、これらの住宅使用料の過年度分、ここに25万2,000円というふうなことの計上額があるわけですが、果たしてこれは過小計上でないのかどうかだけをお聞かせをして、その今申し上げました内容等について回答をいただきたい。よろしく。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 答弁申し上げます。

はじめに、選挙関係のご質問のうち、81ページ以降に選挙経費が掲載されてございますが、1点目、県議会議員選挙に関する予算上の措置のお話でございますが、県議会議員選挙につきましては、任期が平成23年4月29日となっておりまして、選挙執行予定につきましては確定ではございませんが、平成23年4月10日を見込んでございまして、県議選挙につきましては22年度と23年度にまたがるわけでありまして、県からの指示もいただきまして県内同様でございまして、22年度と23年度に分けて、県からの委託により実施するための予算を計上してございます。その中で時間外勤務手当等々のご質問でございまして、基本的には期日前投票、また開票事務等にかかる経費を計上してございまして、その中で管理職員特別勤務手当につきましては、町の給与条例に条例化されておまして、選挙につきましては国の委託等で実施するわけでありまして、その給与条例の中の管理職の特別勤務手当によりまして、定額を支給することとしてございまして、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君） ご答弁申し上げます。

まず、14、15ページの中で地方消費税交付金のご質問でございますが、議員ご案内のとおり、消費税というのは国分4%と合わせまして、地方分1%が徴収されております。地方分の2分の1が人口と従業員の割合で市町村に配分されるものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、32、33ページでございます。真ん中ほどで15款財産収入のうちの町有地売払収入でございますが、これは特別養護老人ホーム川俣ホームの用地を町の用地を信達福祉会に売却いたしました。信達福祉会が20年間で、その用地代を町に地代として入れるものでございます。ですから、この272万円というのは、大体このような金額で固定されているということで、決して毎年特別に町の土地を売って入ってくるというふうに予想しているものではなくて、固定したところから町に売払収入として入る金額ですので、このような金額になっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

まず、予算書36、37ページ、節の雑入の説明欄20の売払代金78万円でございますが、このうちご質問をいただきました町民税務課所管分についてご説明を申し上げます。

この78万円には、資源回収の古紙の売払代金月当たり6万円掛ける12か月で72万円、また、不燃物のコンテナ、これは不燃物をごみステーションにお出しをいただくときにお使いをいただいている専用コンテナでございますが、こちらの売払い代単価1,000円で30個見ておりまして3万円。合わせまして75万円となっております。残りの3万円については、ちょっと私申し訳ありません、承知しておりません。お質しの単価、いわゆる古紙の売払いの単価につきましては、正にお質しのとおり価格については変動するものでございますが、月当たり6万円ということで積算をさせていただいたものでございます。

次に、予算書の12、13ページ、町民税個人分、節で言いますと2の滞納繰越600万円でございます。また、法人分でも滞納繰越33万円でございます。固定資産税滞納繰越分550万円でございます。これらの積算についてのお質しでございました。こちらにつきましては、まず、調定額と実際の見積額というのは、大きく異なっているということをまず申し上げます。調定額というのは、議員お質しのよう過去からの滞納繰越の委細の計が調定額でございますが、予算として見ておりますのは、その調定額はあるんだけど、では実際お金としてどれぐらい集めるのか、集められるのかについて検討をし、集められるというふうな金額について、この個人分と言うと600万円と、そのような金額となっておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁をいたさせていただきます。

37ページの雑入の入場料であります。幼児向けのファミリー劇場、ジャズコ

ンサート、芸術鑑賞教室の入場料であります。以上答弁とさせていただきます。

ファミリー劇場入場料は15万5,000円、ジャズコンサートは120万円、芸術鑑賞教室は10万円ということでございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） ご答弁申し上げます。

予算書183ページ、総合事務組合納付金の内訳のご質問でございますが、これは9款教育費で措置しております給与費の該当いたします一般職員18名分の納付金でございます。学校教育係4名、幼稚園7名、生涯学習課6名、給食センター1名の合計18名の一般職員の納付金となっております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（神野幸一君） 質問にご答弁申し上げます。

住宅使用料過年度分25万2,000円は、過小ではないかというご質問でございますが、滞納額につきましては504万900円ございまして、今までの納入実績、予算化している実績でございますが、これの5%を見させていただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 再質問いたします。

183ページの確認させていただきたいと思うんですが、こっちで質問したのは、ここに総合事務組合の納付金、上段に227万7,000円の計上額、そして下段には1万8,478円というふうなことが計上されておるわけですので、これは今課長が言いましたそれぞれの18名分はどういう内訳になっているのか。227万7,000円は18名なのか。しからば、総合事務組合の納付金のうち下段の方にあります負担金として1万8,478円と別個に計上されておるこの内訳は、あつごめん、1,847万8,000円というふうなことで18名に対してですよ、2段に計上するということは、どういうふうな根拠のもとに計上されているのかということと、それともう1点は、あと常任委員会の方でもつぶさに質問をいたしますけれども、これら住宅費の未収分、これらは税務会計と似たような計上額にしてあるのか。従来までのこういった方式で計上額は予算計上されたのかどうかについて伺っておきたいと思います。

それと、税収、今、町民税務課長の方からるルールに従って答弁はいただいておりますが、しからば、この過年度分の調定額はいくらなのか、そこを知りたい。やはりこれは税収の対策は副町長が先頭を切ってやられておるわけでございますが、非常に昨今の情勢、税収の収納率が良くなるというような気配は何ものものないわけございまして、それは分かるわけですが、そういった中で日々すごい努力をし、あるいは新市町村になって、今まではこうだったけども根本的にこうこうだと22年度はこのように万全策を期すというふうな表現までいただければ幸いです。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君）　ご質問に答弁申し上げます。

総合事務組合負担金にかかるご質問でございますので、私から答弁をさせていただきますが、基本的には総合事務組合負担金の予算の計上に当たりましては、特別職３名分、一般職員分としてそれぞれの会計ごとに区分して分けてございます。内訳といたしましては、特別職が３名、町部局が９０名、教育委員会部局が１８名、国庫特別会計４名、介護特別会計４名、水道事業４名、計職員が１２０名となっておりまして、特別職と合わせまして１２３名分にかかる総合事務組合負担金として計上させていただいております。計上の仕方につきましては、それぞれただいま申し上げましたように、先ほどの１８３ページの納付金につきましては、まず、給与費特別職分とございますが、この部分は教育長の給与にかかる分でございます。教育長にかかる総合事務組合納付金が２２７万７、０００円、下の給与費は教育委員会の一般職員分でございますが、１９節の総合事務組合納付金１、８４７万８、０００円は、１８名にかかる総合組合納付金となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君）　町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君）　答弁申し上げます。

まず、調定額についてのお質しでございますが、調定額につきましては現年分、２１年分の滞納繰越につきましては、出納整理期間が終了しないと、つまり６月１日にならないと確定はいたしませんので、まず、そのことをお含みおきのうえご理解を賜りたいと思います。町民税個人分につきましては、年によってかなりの変動あるんですが、１６ないし２０年度までで申しますと、２、０００数百万円というふうな数字は出ております。２０年度ですと２、７６０万円余り、１９年度で１、７９０万円余り、１９年までは１、０００万円台で推移していますが、２０年度になって、今申し上げた２、７６６万円というふうなことでございますので、やはり今回の調定額もそのような数字になるのではないかというふうに考えております。

次に、町民税法人分でございますが、やはりこちらもこれは法人税割プラス均等割ということになりますので、完全に法人税依存というふうな法人税の申告状況に依存するというふうなことでございまして、やはりこちらは２０年度２８０万円余り、１９年度２４０万円余り、１６から１８年度は１８０万、１９０万余りぐらいの数字でございますので、２０年度とそれほどの差はないというふうに考えております。

続きまして、固定資産税でございますが、こちらの滞納繰越分でございますが、２０年度５、８００万円余り、１９年度５、５００万円、１８年度４、６００万円ということで、こちらにつきましては企業さんの大口の倒産等もございましたので、２２年度もやはり数字は増えるのかというふうに考えております。

続きまして、第２点目の徴収の体制なり対応でございますが、お質しのよう町は町税等収納率向上対策本部、本部長副町長でございますけれども、によって徴収に当たっております。特に税につきましては、平成２１年度では職員の短期研修と

ということで、福島県県北地方振興局県税部に3か月間職員を派遣し、福島県の徴収ノウハウについての獲得に努めました。その前の年までは併任徴収ということで、直接県税部の職員、幹部職員を川俣町に月に一度ないし二度、半年間おいでいただいて徴収のノウハウについて、やはりコーチをいただいております。それらに基づきまして、町では預金の調査、そして給与の調査、そして差押え等々を行っておりますので、今後も徴収に当たっては税法どおりきちんと納税をしていただく。そこがまず町の仕事の基本ということで当たっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 建設課長の分については、常任委員会の方で、それ以上の質問等につきましては伺いますので、こちらからの質問に代えさせていただきたいと思っております。

それと、平成20年度の一般会計予算のあらましの資料をいただいておりますが、この中に14ページにこういった内容で列記されておるわけですが、下の方、公衆浴場施設整備事業補助金、公衆浴場のこれらの事業費の計上は、この決算書の何ページにどのようにどのように計上されておるのが定かでないわけなので、それらの説明を求めます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

公衆浴場の助成金関係でございますが、予算書114、115ページ、右側の説明欄で申しますと、事業が1の40の20事業、保健衛生事業費の負担金補助及び交付金の補助金に公衆浴場施設整備事業補助金、公衆浴場経営安定事業補助金ということで記載がございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） それではほかに質疑ありませんか。昆久美子君。

○7番（昆久美子君） 7番 昆でございます。私は、2点につきまして質問させていただきます。

1点目は、予算書の67ページの自治組織地区助成金につきましてですが、町内にはいろいろな任意団体がございまして、今回、自治協議会に出す補助金をアップするという、この意義とその目的について伺いたします。

2点目といたしましては、今回の予算書全般にわたりまして、今、町のおおかたの企業は大変経営苦しい中であって、町の経営の中身であります今年度の予算書つぶさに拝見させていただきました。町長2期8年目にして、比較的ゆとりのある予算が組めたのではないかなと私は拝見いたしました。やはり町で事業に取り組める、また先を見越して積み立てることができている予算というのは、少し希望が持てるような思いでもありますが、それも含めて町長の今回の予算編成に当たった予算書に対する所見などをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁申し上げます。

67ページの自治組織助成事業費についてのご質問でございますが、町長が提案要旨の中でも申し上げましたように、現在、進めているみんなでつくるまちづくり計画の中で、各自治会、自主的な活動を地域活動を行っていただいております自治会活動、かなり広範囲になってございますので、それらを含め協働のまちづくりを推進していただくために、22年度において、これまでの補助金平等割9万円から12万円、世帯割450円から600円に基本的には増額させていただきましたが、これらの活用することにより、より以上の自治会と町との協働のまちづくりを進めてまいりたいという思いでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 7番 昆久美子議員の質問に答弁いたします。

今回の予算編成に当たりましては、一番は大変厳しい状況が続いております。そういった中であって、歳入についても国の方では政権が替わり、地方主権の時代という中で、いろいろと工夫されながら地方についての予算について配慮しているということの中から交付税の増額等も見られたわけでございますけれども、そういったことも踏まえて、歳入をしっかりと見て、歳出の方は今までの事業等についてのことも検証を与えながら時代につなげる事業を選択しながら、今回予算措置をしたところでございます。少子高齢化社会に向けた予算づくり、そしてまた産業振興のための予算づくり、そしてまたインフラ整備についても予算していくということで、現状の川俣町が置かれている状況をしっかりと見つめながら、そしてまた町民の皆さん方が今何を望んでいるのか、そういったこともしっかりと把握したうえでの予算措置ということを基本的に考えながら、今般59億円にのぼる予算をさせていただきました。細かいところも含めていろいろと議論をしていただいているわけでありまして、実現可能な財政基盤をしっかりと持っていかなないとなかなか予算編成はできないことも十分承知しておりますので、今後とも行財政改革等にはしっかりと努めながら、財政基盤をしっかりと行政事業に対応していくための予算編成を今後とも続けていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第23、議案第26号「平成22年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1点だけ、14ページの国保給付費支払基金繰入金残高存目計

上で1,000円とこうなっているんですが、残高はいくらになるのかお知らせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

平成20年度末の6,373万1,000円に21年度は取り崩しを見ておりませんので、利子23万1,000円を加えた6,396万2,000円が21年度末の現在高の予定であります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第24、議案第27号「平成22年度川俣町老人保健特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第25、議案第28号「平成22年度川俣町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1点だけ、75ページの介護給付費準備基金繰入金3,193万4,000円が計上されておりますが、これによりまして残高はいくらになるかお聞きいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁申し上げます。

平成21年度の先ほどの補正予算で3,840万8,000円を取り崩した予算補正をお願いしておりますので、それに今回の3,193万4,000円を繰り入れのプラスしまして、なおかつ22年度の当初で積立繰越金相当1,000万円ほどの積み立てを見込んでおりますので、21年度の補正と22年度の当初の3,193万4,000円、これを繰り入れしますと22年度末の現在高の予定は1,452万2,0

00円となります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そうしますと、毎年大体3,000万円程度ずうっと繰り入れしながら、介護保険料の上昇を抑えてきているというのが現状なわけですが、来年度以降は結局今までの半分も今度は繰り入れできないわけですね、全部やってもね。そうしますと、中長期的に見た場合に、その介護保険料というのは、今後、どのような変化になるように予想しているのかお聞きをしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁を申し上げます。

今回の第4期の介護保険事業計画の中で、事業期間平成21年から23年度までの3か年で介護福祉基金の準備基金につきましては、全額取り崩す予定で事業計画を組んでおりますので、保険料率につきましては、計画どおり推移するものと思われます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） 1点だけ確認をさせていただきたいんですが、先ほど21年度のほぼ決算時期に近い補整がなされているわけですが、それと21年度のほぼ決算に近い数字だと思うんですが、それと22年度のこれらの予算構成を見てみますと、介護保険あくまでもこれらの運営等については100%の事業費について、国が半分、あるいは50%のうちの25%は国だと、その25%の半分は県、町の負担額だということで説明を受けているわけですが、それに対しまして保険料が1%だということの説明には間違いないと思うんですが、これら決算に近い数字と平成22年度の当初予算を見ますと、全体的に保険料は補正では14.9%のウエート、これら予算につきましては13.8%、それと国からの支出金につきましては補正では22.7%、これは新年度予算の計上額等については24.8%ということで大体25%に近いわけですが、それと県支出金におきましては21年度が13.6%、22年度は14.2%の負担額、それと町の負担額でございますが、全体の事業量からいいますと、繰入金は12.5%が正しいわけであるわけですが、町からの繰入金は16%、計画にあります今年度の22年度の計画等につきましては18.2%というふうな数字になっているわけなんです。それらの違い等につきましては後で結構でございますので、ひとつどこが違ってこういうふうな数字の積算根拠になったのかということを質したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁を申し上げます。

介護保険の給付費に対します負担割合ですが、当初予算につきましては、今、議員から質問いただいたとおり、例えば介護給付費につきましては、町が12.5%、それから地域支援事業につきましては、町が20%の部分と介護予防費につきましては12.5%ということで、当初は予算の組み立てどおり推移できるんですが、21年度の今までの経過を申し上げますと、最終的にそれぞれ負担割合で負担はす

るようになるんですけども、国も県も支払基金も、ただほかの国、県基金におきましては、予算があるということで、予算の中で全国ベースで割り振りになりまして、実際は負担基準を下回る交付になる例もあります。結局立て替えですね、そういったものが次年度精算という行為で、それがずうっと繰り返されますので、交付が不足する分については、最終的に年度末において町で肩代わりしなくちゃならないというふうな制度で連続しておりますので、その辺はご理解をいただいて、当初は今の負担割合のそれぞれの基準でスタートできますので、その辺が若干異なるように率合いでみますとなると思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第26、議案第29号「平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 後期高齢者医療制度については、半年前に行われた選挙で、現在の民主党政権は廃止するということを国民に約束して発足した政府なわけですね。それが今になってくれば4年先延ばしだ、今、別な制度に切り替えるということになると、65歳以上は今度全部後期高齢者医療制度に迫りやるんだと。いわゆる選挙のときは乳母捨て山だ、こんな最悪の保険制度だと言っているが、ここに今度は65歳以上は全部乳母捨て山に囲い込むんだという、こういう動きすら今あるわけですよ。確かに今当局に言わせれば、国がやっているから、県がやっているからということでこういう予算を組んだんだと思うんですが、しかし、それではじゃ住民はどこにつかまればいいんだと。いわゆる国家的な詐欺行為と言っても過言ではないような状況が、今、やられているわけですね。こういう中で当局はどういう気持ちでこの予算も、また保険料も高くしているわけですから、これはどういう気持ちで町民の皆さんに願いますんだと。これは廃止してくれというのは、国民の全くの偽らざる気持ちなんだと思うんですよ。そういう点で、その辺の予算編成にあたっての考え方をお尋ねしておきたいとします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁を申し上げます。

ただいまご指摘ありましたとおり、3月8日の高齢者医療制度改革会議におきまして、今の質問ありましたような議論はされて、財政運営の仕組みや高齢者の年齢区分等について案が示されたところでありますけれども、町といたしましては、現

在の後期高齢者医療制度が平成２４年度まであと３年間は現在の制度が継続することになりますので、被保険者の皆さんが安心して医療が受けられますことを大前提といたしまして、高齢者の皆さんの医療制度を町としてもしっかり運営していく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は２時２５分といたします。

（午後２時１０分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後２時２５分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２７，議案第３０号「平成２２年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２８，議案第３１号「平成２２年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２９，議案第３２号「平成２２年度川俣町奨学資金特

別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第30、議案第33号「平成22年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。工業団地造成の特別会計予算が組まれているわけですが、この予算の中で今までですと西部工業団地の問題については、当議会の中からもいろいろと質問がなされてたんですね。あそこの土地を、砂を売ったらいいべとかなんかということがいろいろ出されていたんですが、町当局の答弁は、一貫してそれをはねつけてきたんですよ。なぜ一切受け付けなかったのかという原因が今になってやっと明らかになってきたんですね。実際には町が買収していない土地があったという、このことについても一言も町当局では議会の方には言っていないんですね。今度遺跡調査、これもあったからかも分かりませんでした。今度遺跡調査が今度行われるということになると、今度はいろんな手だてが打てるようになるんだろうと思うんですよ。私なんかもあの西部工業団地あそこまで道路造ったんであれば、あそこは地域のゲートボール場にでもして使ったらいいだろうとかなんかという問題もいろいろ提起したんですが、当局でそういうものを認められない理由というのは、買収もしていなかったということをやいやがったんですね。これは議会に対して大変失礼な話なんじゃないかと思うので、なぜそのような問題を議会に明らかにしなかったのか。今後はそういう点で見れば、遺跡調査が終われば今度は自由に町の裁量でこれは動かせることになるんだろうと思うんですが、それらのことについての考え方、また、今まで隠していたことについての当局の考え方、こういうものについて町当局の考えを質したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 答弁を申し上げます。

西部工業団地の方のいろいろと今、議員の方からご指摘をいただいた件でございますけれども、まず、まだ未買収の土地があったということで、議会の皆様方の方にお知らせをしなかったということに対しましては、大変申し訳なく思っております。また、遺跡調査等々も今回やるということで、事業的には進むものと理解をしてございますが、また、砂を採るというようなこともいろいろあったわけでありまして、今現在の工業団地の造成計画が一つございます。その造成計画につき

ましては、なるべくは場外に砂を出す費用もかかるということで、なるべくは今
の山を切って周りに埋めて、切り土、盛り土のバランスをとって、おおむね場外に
搬出をしなくて済む一応計画ということで立ててございました。そういう意味では、
逆に砂を売ってしまいますと、砂がもうなくなってしまって盛り土ができなくなっ
てしまうということがありましたので、そういう切り土と盛り土のバランスを確認
をしながらいたというのが一つございます。そういう意味で、今後も議員からご指
摘いただいた部分を十分によく精査をさせていただいて、今後の工業団地の造成並
びに企業誘致等の方向に向けるように邁進をしまいたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。未買収の土地があったというのを議会の
場で明らかにしたのは、今初めてですよ。まるで今、話題になっている確密約が
あったのが明らかになったと同じような感じなんですよ。未買収の土地があったな
どというのは私自身全然知らされないまま議会の中で議論しているわけですよ。
これは全く議会軽視も甚だしい問題だと思うんです。そういう点でみると、今度は
未買収がなくなったら、今度はもっと良い方向で住民が納得できる方向で物事は
進められるんだろうと思うんですが、例えば切り土、盛り土で土を動かしてはだ
めなんだということは、中山工業団地も同じく言っていたんですよ。出来上がって
みれば、あんな天井見上げなくちゃできないような工業団地ができたわけでしょ。
これをまたやるのかというようなことが出てくるんですよ。だから、それはもっと
抜本的に計画の見直しやなんかをしながら、みんなが納得できるような方向で、私
は今すぐ工業団地いじらないでくれという基本的な考え方あります、金かかるわけ
だから。けども、そういう点で議会の中に報告もしないまま議会陣の発言をすべ
て拒否してきたという、これはこういう歴史的な隠ぺい工作というのは、今後やっ
てもらっては困るということを強く当局に申し上げておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁はないんですか。産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員ご指摘をいただいた問題に対しまして、十分に反省をしまして、今後のより
良い工業団地造成づくり、また、共有地等に進めてまいりたいと思いますので、よ
ろしくお願い申し上げます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 今度は埋蔵文化財の発掘も行われるわけですので、その結果
を見て土壌の善し悪しさえ分かれば、課長が言うように金のかかる土砂の搬出には
ならない。今は業者が福田地区なんかは、毎日何十台も持って行ってますよ。そう
することによって、残茂内の土地だって、もう日当たりが良くて凍らない道路が出
来てますよ。ですから、そういった面を管理職はちょっと考えてもらいたいです
ね。町の財政上うんぬんも含めて考えれば、持ち出しに金がかかるなんて、何寝言
言っているんだと、私から言えば言いたいですよ。ですから、そういった意味にお

いて、今後、なお一層の努力は惜しまないでもらいたい。やはり町民のための職員ですので、職員の皆さんだってやっぱり税金だということは百も承知で仕事されているわけですから、そういった面も含めて、ひとつその辺を努力されることを希望しますが、いかがでしょう。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今後のいろんな行政計画等が持ち上がりましたらば、いろんな部分で計画等の部分では考えなくてはならないと認識をしております。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたが、当初の計画がまず一つございます。あとあそこがオーダーメイド方式ということで企業さんが決まりまして、企業さんがこのような形の造成をして、団地が三つほど考えてございますが、一つの団地にしてほしいとか、もっと大きな団地にしてほしいとかいろんな企業さんのご要望に応じた計画づくりというのももちろん一つございますので、今後、企業さん等が決まりまして、このような造成をしたいという申し入れの中では、今言ったように砂がうんと多く出る造成の仕方も出てきますし、または今の計画のままで進めるということもあろうかと思えます。そういう部分も踏まえて、財政だけではなくていろんな部分の計画、またはいろんなお話をいただきながら進めてまいりたいと存じます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 考え方がまるっきり違うじゃないですか。遠藤さんからも言われたように、土地を台円形にしたんでは使う面積が少ないと言われているんですよ。だから、土を出して平にすれば平面積が大きくなるんです。中山工業団地だって倍に使えるじゃないですか、下まで取れば。ただ、あのときは土砂をほしいという業者がいなかったんだと私は思いますが、今はあったんですよ、私なんか議会に参画させてもらってからは。それを昨年の埋蔵文化財の下調べをするための予算を取ろうとするときに、それが出てきたんじゃないですか、未買収土地が。それを全然そんなのをへのかっぱじゃないですか、みんな。ただ、こういうふうなやり方に決まっていますから、決まっていますから。それをどのようにすれば有効に使えるかということを考えてくださいというのが私らの意見です。それを考えないということが、全然否定的な言葉ばかり使っているということは、前進できないことなものですから。あれだめこれだめと言うんでは、進めないじゃないですか。だから、良い方向に進むためには、否定的な言葉を使ってはだめなんだということだけ覚えておいてください。私は、そう思っています。もう一度お聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、議員のご指摘がいただいたわけでありますけれども、否定的なというようなお話もいただいたわけでありますけど、盛り土の部分を下げれば、確かに面積が増えるということもあろうかと思えますが、中身的にいきますと、北側が山を背負っ

ておりますので、逆に山の分も同じく面積上が法として出てくるということもございますので、全体的に下げたから面積が増えるということではないというふうに私は理解をしております。また、山の方で擁壁でも立てれば面積等は盛り土分は下がる。技術的な部分ではそういう形になりますけれども、議員がおっしゃったことを踏まえてですね、十分その辺も検討して計画並びにいろんな事業についてはやってまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） もっと大きな面積もほしいという業者があるとさっき言いましたよね。土地ということも考えると。それは結局今、大きな土手になるところをもう一度どこかで買うという話なんですか、そういうことになれば。そのときしのぎの言葉で言ってもらっちゃ困るんです、それは。今、言ったばかりじゃないですか。あの大きなときは大きなようにやりたいと、オーダーメイドだからと。そういうふうにただその場で答えればいいということではないと、私そこなんです。一つも考えてくれたことないんじゃないですか、それでは。当たりばったりの答弁さえすれば良いというような感じに聞こえるんですが。お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

先ほど私の方で業者さんのオーダーメイド方式ということで、数的には三つの計画をしていると。それを業者さんのご希望があれば一つにしたり四つにしたりするということは、あくまでもその今のエリアの中での話で話をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。ただ、あといろんな部分で敷地的に来られる企業さんが少ないと、もう少し何とかならないのか、広くと。そういう部分につきましては、計画を新たに変更するなり、または用地買収が必要になるのであれば、そのような形で進めたいと考えております。決してあの今のやつを大きくしたり何だりということではなくて、今の形状の中で三つの団地に今なっていると。その分を二つにしたり四つにしたりするのは、その企業さんの方のご希望だというようなことで申し上げた経過がございます。そういうことでご理解をいただきたいと思います。なお、今、議員おっしゃっていらっしゃる中身等については、十分私も認識をしてございますので、そのような形で今後進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第31，議案第34号「平成22年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第32，議案第35号「平成22年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第33，議案第36号「平成22年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第３４，議案第３７号「平成２２年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第３７号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第３５，議案第３８号「平成２２年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第３８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これより各常任委員会を開催いたします。それぞれ常任委員会室にご参集願います。付託議案等の審査をお願いいたします。

なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日 11 日木曜日、12 日金曜日は常任委員会を開催していただき、付託議案等の審査をお願いいたします。13 日は土曜日、14 日は日曜日のため休会といたします。今定例会の最終日 15 日月曜日は、正午まで常任委員会を開催していただきます。その後、追加議案等が予定されておりますので、午後 1 時から議会運営委員会等を開催し、3 時から本会議を開催する予定であります。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後 2 時 46 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 昆久美子

同 署名議員 菅野意美子